

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2017年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「企業型年金規約」です。

第7講 「企業型年金規約」

（確定拠出年金法第3条 2017年度版条文集P4ほか）

※今回の講座の内容には、2018年5月に施行される条文が含まれているため、2017年度条文集とは一部異なる箇所があります。2018年5月施行の条文は総務省の法令検索（e-Gov）などで確認することができます。

「企業型年金規約」とは、それぞれの事業所で実施する企業型年金の内容を定めたものです。企業型年金規約に関する規定としては、承認（確定拠出年金法第3条）、承認基準（同第4条）、変更（同第5条、第6条）などがあります。

まず、確定拠出年金法第3条をみてみましょう。

確定拠出年金法第3条第1項は、企業型年金を実施する場合の手続きに関する規定です。事業主は、企業型年金の実施にあたり、事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該労働組合がないときは第1号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「労働組合等」）の同意を得て企業型年金規約を作成し、厚生労働大臣の承認を得なければなりません。

実施事業所が複数ある場合は、第2項の定めにより、事業所ごとに労働組合等の同意を得る必要があります。

第3項には、企業型年金規約に記載する事項が定められています。事業主や運営管理機関の情報、掛金の算定方法、運用の方法の選定・提示など、およそ実施する内容に関する全てのことが記載事項になっているといえるでしょう（最終ページの表参照）。

第4項には、承認を受ける際に提出する添付書類が定められています。例えば、「労働組合等の同意を得たことを証する書類」「運営管理業務の委託に係る契約書」「資産管理契約の契約書」などがあります。なお、従来、添付書類に関する規定は確定拠出年金法にはなく確定拠出年金法施行規則で定められていましたが、2018年5月1日より、主要な添付書類は確定拠出年金法で定められることとなりました。

第5項は、簡易企業型年金の場合の添付書類の省略などに関する規定です（第6講参照）。

作成された企業年金規約は、確定拠出年金法第4条第1項に定められた基準に基づいて承認の可否が判断されます。承認基準は概ね次の2点に要約されます。

1つは、確定拠出年金法第3条第3項に定められた記載事項が記載されていることです。

もう一つは、それぞれの記載事項が法令の要件を満たしていることです。例えば、「企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合は、特定の者について不当に差別的でないこと」、「少なくとも3か月1に回は運用指図を行い得ること」などがあげられます。

なお、厚生労働大臣の承認を受けたときは、事業主は確定拠出年金法第4条第3項及び第4項の定めにより、第1号等厚生年金被保険者に企業型年金規約の内容を周知することや、企業型年金規約を事業所に備え置き第1

号等厚生年金被保険者の求めに応じて閲覧させることが義務付けられています。

このように、企業型年金の実施は、企業型年金規約の内容が法令に則ったものとなっている場合に認められますが、一旦承認を得ても、企業型年金規約の記載事項を変更する場合は、変更の手続きをしなければなりません。企業型年金規約の変更の手続きは、確定拠出年金法第5条、第6条に定められています。

第5条は、原則的な変更の手続きで、承認を受けるときと同様に、労働組合等の同意を得て厚生労働大臣の承認を受けなければなりません（第1項、第2項）。

ただし、確定拠出年金法第6条によって、「軽微な変更」に該当する場合は厚生労働大臣の承認を受ける必要はなく、遅滞なく届け出れば良いことになっています（第1項）。また、労働組合等の同意については、軽微な変更であっても原則として得なければなりません、「特に軽微な変更」の場合は不要です（第2項）。

原則的な変更、軽微な変更、特に軽微な変更のいずれかに該当するかは記載事項により異なり、確定拠出年金法施行規則第5条の第1項で軽微な変更、第2項で特に軽微な変更が定められています。

もっとも、確定拠出年金法施行規則第5条は該当条文が定められているだけなので、それだけ見ても、何が軽微な変更あるいは特に軽微な変更にあたるのか分かりません。例えば、第1項では「法第3条第3項第1号に掲げる事項」といった具合に確定拠出年金法などの該当箇所が記載され、第2項では、「前項第3号に掲げる事項」といった具合に第1項の該当箇所が記載されています。しかも、通常の企業型年金と簡易企業型年金では取扱いが違うものもあるので複雑極まりないと言わざるをえません。該当箇所を照らし合わせると次ページの表のようになります。このほかに、「条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項」が軽微な変更（簡易企業型年金の場合は特に軽微な変更）、「法令の改正に伴う変更に係る事項」が特に軽微な変更として定められています。企業型年金加入者への影響が比較的小さいものが、軽微な変更や特軽微な変更にあたるといえます。

企業型年金の変更に関する規定は1回条文を読んだだけでは理解するのが難しいですが、まず確定拠出年金法に定められている通常の変更、軽微な変更、特に軽微な変更の手続きの違いについて理解することが重要です。そのうえで、時間があるときに確定拠出年金法施行規則に記載されている条文を照らし合わせて、具体的にどの記載事項が軽微な変更あるいは特に軽微な変更にあたるのか見てみると理解が深まります。

今回は、「個人型年金規約」です。

注) 条文では、「軽微な変更」の一部が「さらに軽微な変更」として定められているため、厳密には、特に軽微な変更は軽微な変更にも該当することになりますが、本文及び次ページの表では、特に軽微な変更にあたりない軽微な変更を軽微な変更として取り扱っています。

【参考】企業型年金記載事項及び変更時の取り扱い

法第3条第3項の号数	記載事項	変更区分	
		通常の企業型年金	簡易企業型年金
1	事業主の名称及び住所	特に軽微な変更 (事業主の増加及び減少は軽微な変更)	
2	実施事業所の名称及び所在地	特に軽微な変更 (実施事業所の増加及び減少は軽微な変更)	
2の2	簡易企業型年金を実施する場合はその旨	原則	
3	事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合はその業務	原則	
4	運営管理業務の全部又は一部を委託する場合は運営管理機関の名称及び住所並びにその行う業務	特に軽微な変更 (名称、住所のみ)	特に軽微な変更 (名称、住所以外は軽微な変更)
5	資産管理機関の名称及び名称	特に軽微な変更	
6	企業型年金加入者となることについて一定の資格を設ける場合は当該資格に関する事項	原則	
6の2	60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合は当該年齢に関する事項	原則	
7	事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項	原則	
7の2	企業型年金加入者が掛金を拠出できることを定める場合は、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項	原則	
7の3	企業型年金加入者が掛金を拠出できない場合であって、企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めるときはその旨	原則	
8	運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項	原則	
8の2	指定運用方法を提示する場合は、指定運用方法の提示に関する事項	原則	
8の3	運用の方法を除外することとする場合は、除外に係る手続に関する事項	原則	
9	給付の額及びその支給の方法に関する事項	軽微な変更 (支給予定期間の変更、支払い回数を提示している場合の種類の追加のみ)	
10	勤続3年未満で企業型年金加入者資格を喪失した場合に事業主に資産を返還することを定める場合は返還資産の額の算定方法に関する事項	原則	
11	企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項	軽微な変更 (事業主負担の変更、加入者負担の減少のみ)	
12	-1 運営管理業務の全部又は一部を委託する場合は当該委託に係る契約に関する事項	原則	軽微な変更
	-2 資産管理契約に関する事項	軽微な変更 (資産管理契約の相手方のみ)	軽微な変更
	-3 事業主掛金の納付に関する事項	原則	軽微な変更
	-4 企業型年金加入者が掛金を拠出できる事を定める場合は、当該掛金の納付に関する事項	原則	軽微な変更
	-5 投資教育の措置に関する事項	軽微な変更	
	-6 他制度から資産の移換を受ける場合は、当該資産の移換に関する事項	原則	
	-7 確定給付企業年金等の脱退一時金相当額の移換に関する事項	特に軽微な変更	
	-8 他制度に個人別管理資産を移換することができる場合は、当該資産の移換に関する事項	特に軽微な変更 (確定給付企業年金への移換のみ)	
	-9 事業年度に関する事項	軽微な変更	特に軽微な変更